

石川県公報

平成26年3月31日（月曜日）

号 外

（第40号）

目 次

選挙管理委員会
○石川県公職選挙事務執行規程の一部改正

1

○石川県選挙管理委員会組織運営規程の一部改正

1

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第52号

石川県公職選挙事務執行規程（昭和30年石川県選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

石川県選挙管理委員会

第3条中「地方書記長が置かれてゐる区域」を「中能登事務局及び奥能登事務局の所管区域」に、「地方書記長」を「事務局長」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

石川県選挙管理委員会告示第53号

石川県選挙管理委員会組織運営規程（昭和56年石川県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

石川県選挙管理委員会

第14条第1項中「石川県総務部地方課内」を「石川県総務部市町支援課内」に改め、同条第2項中「地方事務局」を「中能登事務局及び奥能登事務局」に改め、同項の表中「中能登地方事務局」を「中能登事務局」に、「奥能登地方事務局」を「奥能登事務局」に改める。

第15条第2項中「地方事務局」を「中能登事務局及び奥能登事務局」に、「地方書記長」を「事務局長」に、「地方書記次長」を「事務局次長」に改め、同条第3項中「地方課長」を「市町支援課長」に、「地方課長補佐」を「市町支援課長補佐」に改め、同条第4項中「地方書記長」を「事務局長」に、「地方書記次長」を「事務局次長」に改め、同条第5項中「地方課」を「市町支援課」に、「地方事務局」を「中能登事務局及び奥能登事務局」に改め、同条第6項中「地方課長」を「市町支援課長」に改める。

第16条第3項中「地方書記長」を「事務局長」に改め、同条第4項中「地方書記次長」を「事務局次長」に、「地方書記長」を「事務局長」に改める。

第20条の表第2条第2号及び第8号、第8条第2項第2号、第10条第2項、第12条第1項、第14条第1項及び第3項、第29条第1項、第30条、第34条第1項の項及び第2条第2号の項中「地方事務局」を「中能登事務局及び奥能登事務局」に改め、同表第6条第1項第2号から第4号までの項中「中能登地方事務局」を「中能登事務局」に、「奥能登地方事務局」を「奥能登事務局」に改め、同表第7条第3項の項中「地方書記長」を「事務局長」に改め、同表第8条第2項第2号の項及び同表第10条第2項の項中「地方書記次長」を「事務局次長」に改め、同表第14条第1項、第29条第1項、第30条の項中「地方事務局」を「中能登事務局及び奥能登事務局」に改め、同表第14条第3項の項及び同表第32条、第54条第1項から第3項まで及び第5項、第55条第1項の項中「地方書記長」を「事務局長」に改め、同表第33条第1項及び第5項の項中「総務部地方課長」を「総務部市町支援課長」に改める。

第22条中「地方書記長」を「事務局長」に改める。

別表中「中能登地方書記長印」を「中能登事務局長印」に、

「石川県選挙
管理委員会
中能登地
方書記長」

を

「石川県選挙
管理委員会
中能登事
務局長」

に、

「奥能登地方書記長印」を「奥能登事務局長印」に、

「石川県選挙
管理委員会
奥能登地
方書記長」

を

「石川県選挙
管理委員会
奥能登事
務局長」

に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。